Heartful

**ハートフルサンク**

令和3年４月２２日

**ワクチン接種予約等事務代行・送迎・付添サービスのご案内**

**■コンセプト・支援内容**

**利用者さまが円滑にワクチン接種を2度受診できるよう、予約事務・接種会場への送迎・ヘルパー付添など全て「お任せパックサービス」として最大限支援提供させていただきます。詳細は弊社担当までお問い合わせください。**

* 予約(第1回、第2回)・問診票記入等
* 自宅往復送迎・移動・現地付添等

**■ご連絡いただきたいもの**

**・「接種番号」郵送案内**

**・接種可能な日程**

1.訪問介護・その他サービス利用者さま  
バス手配、ヘルパー同乗で接種会場現地へ案内

ヘルパー介護職員（有資格者）付き添い

* 料金

弊社担当までご相談ください。ベストプランをご案内します。

①身体介護（要介護１以上）

②自費：3000円（付添・代行手数料）

2.デイサービス利用者さま

デイサービス利用中にバス手配、ヘルパー同乗で接種会場現地へ案内

デイサービス職員必要人数付き添い

* 料金

①デイサービス利用料金に含まれます（追加負担なし）

（ご参考）

**介護保険の通所サービス利用者がコロナワクチン接種する場合の介護報酬特例など整理―厚労省　2021.4.9.（金）**

厚生労働省は4月5日に事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第20報）」を示し、居宅の要介護者（在宅要介護者）が新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合の考えを明らかにしました。

**（1）通所系サービス事業所「内」でワクチン接種を受ける場合**  
1 サービス提供中  
2 サービス提供日以外  
**（2）通所系サービス事業所からワクチン接種会場まで送迎する場合**  
1 サービス提供中  
2 サービス提供前後  
**（3）ワクチン接種会場までの外出に訪問介護を利用する場合**

―に分けて整理されています。

**目次**[[非表示](https://gemmed.ghc-j.com/?p=39596)]

* [1 ワクチン接種の緊急性・公共性の高さに鑑みた「介護報酬上の特例措置」を設定](https://gemmed.ghc-j.com/?p=39596#i)
* [2 （1）の1 通所系サービス事業所「内」でサービス提供中にワクチン接種を受ける場合](https://gemmed.ghc-j.com/?p=39596#11)
* [3 （1）の2 通所サービス提供日以外にワクチン接種を事業所「内」で受ける場合](https://gemmed.ghc-j.com/?p=39596#12)
* [4 （2）の1 通所サービス提供中にワクチン接種会場まで送迎する場合](https://gemmed.ghc-j.com/?p=39596#21)
* [5 （2）の2 通所サービス提供前後にワクチン接種会場まで送迎する場合](https://gemmed.ghc-j.com/?p=39596#22)
* [6 在宅要介護者がワクチン接種会場までの外出にあたり【訪問介護】を利用する場合](https://gemmed.ghc-j.com/?p=39596#i-2)

**ワクチン接種の緊急性・公共性の高さに鑑みた「介護報酬上の特例措置」を設定**

新型コロナウイルス感染症が依然として猛威を振るっています。新規感染者の増加は少なくなったことなどから、緊急事態宣言は解除されたものの、変異株を端緒とする「第4波」の到来も危惧されており、そうした中では「感染拡大防止策」「医療提供体制の確保」が継続した重要課題となっています。感染拡大防止策の1つに「ワクチン接種」があり、まず医療従事者に、次いで「高齢者」「基礎疾患保有者」「その他の国民」という具合に、順次、ワクチン接種が進められます。

「医療従事者」への接種はすでに進められており、高齢者へのワクチン接種も始まります。高齢者へのワクチン接種に関しては、自治体によって優先順位の考え方が異なりますが、「クラスターが発生しやすい高齢者施設や事業所の入所者・利用者」を優先するところが少なくないようです。

新型コロナウイルス感染症については「1人でも感染した場合に、他者に感染し、健康・生命に大きな被害が出てしまう」可能性が極めて高く、「ワクチン接種」は非常に公益性の高い事業と言え、積極的かつ迅速・広範に推進していくことが求められます。

このため、通常の「介護保険サービス」と「保険外サービス」を実施する場合の取り扱い（▼保険外サービスは「保険外」と扱う（当該サービス提供中は介護報酬算定の対象とならない）▼介護支援専門員（ケアマネジャー）が「居宅サービス計画（ケアプラン）に当該保険外サービスに関する情報を記載」する―）を求めれば、円滑にワクチン接種が進まない場面も出てきかねません。

そこで、今般の事務連絡では、主に「通所サービス利用者」が新型コロナウイルスワクチンを接種する場合の「介護報酬の取り扱い」が明確化されたものです。

**（1）の1 通所系サービス事業所「内」でサービス提供中にワクチン接種を受ける場合**

まず通所系サービス（通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護）の事業所「内」でワクチン接種を実施する場合には次のような例外規定が設けられます。この場合は、次のいずれにおいても「医療法等の関係法規の遵守」が必要となる点に留意が必要です。

**（A）「介護保険サービスとして提供されている」ものと取り扱える場合**  
→ワクチン接種に伴う事業所における業務は「介護保険サービスとして提供されているものとし、予め居宅サービス計画に位置付けられた提供時間内で介護報酬を算定する」こととして差し支えない（ワクチン接種時間も「通所サービス提供時間」に含めてよい）

**（B）「必要な経費について、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を財源とする委託費が支払われている」場合**（保険外サービスと取り扱う場合）  
→通所系サービス事業所が事業所内でワクチン接種を実施するにあたり、必要な経費（感染防止対策、会場借り上げ、会場設営・撤去費、会場運営（誘導員等）など）について、市町村から「新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金」を財源とする委託費を受領している場合は、従来どおり「ワクチン接種に伴う事業所における業務は保険外サ ービスとして提供されている」ものと扱う

→具体的には、「通所系サービスのサービス提供時間の算定」に当たっては、保険外サービス（ここではワクチン接種）の提供時間を含めず、その前後に提供した通所系サービスの提供時間を合算して「1回の通所系サービスの提供」として取り扱う

→ただし特例的に、介護支援専門員（ケアマネジャー）に「居宅サービス計画（ケアプラン）において当該保険外サービスに関する情報を記載する」ことは求めない

また、通所系サービス事業所「内」でワクチン接種を実施する場合には、上記（A）（B）のいずれにおいても、利用者宅と事業所との間の「送迎」に関して、「介護保険サービスとして提供されているものとして介護報酬を算定する」ことが可能です（「利用者宅と通所系サービス事業所との送迎を行った場合は【送迎減算】を適用しない」として良い）。

**（1）の2 通所サービス提供日以外にワクチン接種を事業所「内」で受ける場合**

では、「ワクチン接種日には通所サービスを利用する予定のない」利用者に対して、通所系サービス事業所「内」でワクチン接種を行う場合には、どう考えるのでしょう。

この点、上記（A）のケースでは、ケアマネジャーが▼事前に当該利用者に説明し同意を得る▼予めケアプランにワクチン接種を位置付ける―ことを条件に、「ワクチン接種に伴う通所系サービス事業所の業務について、介護保険サービスとして提供されているもの扱う」ことが認められることとなりました。具体的には次のように取り扱います。

▽ワクチン接種に伴う事業所における業務について、所要の提供時間に対応する介護報酬を算定してよい

▽通所介護（デイサービス）・地域密着型通所介護・（介護予防）認知症対応型通所介護において、ワクチン接種に伴う事業所業務の時間が3時間未満となった場合にも、「所要時間2時間以上3時間未満のサービスを行った場合」に該当すると考えてよい

▽通所リハビリ（デイケア）において、ワクチン接種に伴う事業所業務の時間が1時間未満となった場合にも、「所要時間1時間以上2時間未満のサービスを行った場合」に該当すると考えてよい

▽送迎について、上記のとおり「介護保険サービスとして提供されているものとして介護報酬を算定する」ことが可能です（「利用者宅と通所系サービス事業所との送迎を行った場合は【送迎減算】を適用しない」として良い）。

一方、上記（B）のケースでは、「ワクチン接種に伴う事業所における業務について、保険外サービスとして提供されている」と扱われます。

当該日には、介護保険サービス提供が提供されていないため、サービスに係る介護報酬を算定できないことはもちろん、送迎についても「保険外サービスとして提供されている」ものと扱われます。ただし、特例的に「ケアマネジャーがケアプランに当該保険外サービス（ワクチン接種）に関する情報を記載する」ことは求められません。

**（2）の1 通所サービス提供中にワクチン接種会場まで送迎する場合**

上述のとおり、事業所「内」でワクチン接種を行うためには、医療法等の関連法規を遵守することが求められるため、事業所によっては「サービス提供中に別会場（ワクチン接種会場）に利用者を送迎してワクチン接種を行ってもらう」という取り扱いをするケースも少なくないでしょう。

この点、「保険外サービスとして提供されている」ものと見做されますが、「ケアマネジャーがケアプランに当該保険外サービス（ワクチン接種）に関する情報を記載する」ことは特例的に求められません。

また、スタッフが当該送迎中は「通所系サービス業務に従事できない」こととなります。しかし「人員配置基準を満たさないので、ペナルティを課す」となれば、円滑なワクチン接種に支障が出てしまうでしょう。そこで、ワクチン接種の緊急性・公益性の高さに鑑みて「柔軟に対応して良い」ことが明確にされました。

また、この送迎について「利用者から対価」を得ていない場合（市町村からワクチン接種会場への送迎委託を受け、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を財源とする委託費を受領している場合も含む）には、道路運送法に基づく許可・登録は不要です（厚労省と国土交通省とで協議済み）。

**（2）の2 通所サービス提供前後にワクチン接種会場まで送迎する場合**

また、「通所系サービス提供中」ではなく、「通所系サービス提供の前後」にワクチン接種会場に送迎する場合には、「利用者宅と通所系サービス事業所間の送迎を行っている」（▼利用者宅→ワクチン接種会場経由→事業所▼事業所→ワクチン接種会場経由→利用者宅―）ことから、「その費用について介護報酬を算定する」（上述どおり「送迎減算」を適用しない）ことが可能です。厚労省と国交省とで「通常選択されると考えられる一般的な経路を逸脱する場合であっても、道路運送法に基づく許可・登録は不要である」点が確認されています。

この場合にも「スタッフの当該送迎中は、通所系サービス業務に従事できない」こととなりますが、上記と同様に「柔軟に対応して良い」ことが明確にされています。

**在宅要介護者がワクチン接種会場までの外出にあたり【訪問介護】を利用する場合**

ところで、医療機関以外のワクチン接種会場（例えば体育館や福祉センターなど）で在宅の居宅要介護がワクチン接種を受ける場合には、次のように「接種会場まで移動する手段として【訪問介護】サービスを利用できる」ことも明らかにされています。

**（a）訪問介護事業所の訪問介護員等が自ら運転する車両を活用する場合**  
→訪問介護の【通院等乗降介助】が利用可能である

→また、▼要介護4・5の利用者に対し、接種会場へ外出するために車の乗降介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間（20－30分程度以上）を要し、かつ、手間のかかる外出に直接関連する身体介護（移動・移乗介助、身体整容・更衣介助、排泄介助など）を行う場合▼要介護1－5の利用者に対し、接種会場への外出に直接関連しない身体介護（入浴介助・食事介助など）に30分から1時間程度以上を要し、かつ、当該身体介護が中心である場合—に限っては、【身体介護】の利用として、訪問介護費（身体介護（運転時間を控除した所要時間に応じた介護報酬）の算定が可能である

**（b）公共交通機関を活用する場合**  
→訪問介護の【身体介護】のうち【通院・外出介助】が利用可能である

→訪問介護事業所の訪問介護員等が、居宅要介護者に付き添い、▼バス▼タクシー―などの公共交通機関を利用して「移送中の気分確認」も含めた、ワクチン接種会場への外出介助を行う場合は、【身体介護】（所要時間に応じた介護報酬）を算定できる

なお、（a）（b）いずれの場合でも、ケアプランについて「サービス内容の記載見直し」が必要となりますが、サービス提供後（外出の支援後）に記載を見直すことも許されます。

また、利用者の同意については、サービス提供前に説明を行い同意を得ていれば、「文書での同意」はサービス提供後に得ることも可能です。